

各教育・保育給付認定保護者の皆様

北見Y M C A小規模保育園
園長 齋藤 志栄子

令和元年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和元年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別に園までお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和元年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

【別紙】

公益財団法人 北海道YMCA

北見YMCA小規模保育園

理事長 土屋 博 様

北見市子ども未来部保育課

令和元年度の公定価格の額について

貴施設（事業）における令和元年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。
これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費の額に係る法定代理
受領の通知をお願いします。

<各月ごとの年齢別の公定価格の額>

	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	乳児	1.2歳児	乳児	1.2歳児
4月	299,730円	221,270円	-	215,750円
5月	299,730円	221,270円	-	215,750円
6月	299,730円	221,270円	-	215,750円
7月	299,730円	221,270円	294,210円	215,750円
8月	299,730円	221,270円	294,210円	215,750円
9月	299,730円	221,270円	294,210円	215,750円
10月	300,260円	221,690円	294,730円	216,160円
11月	300,260円	221,690円	294,730円	216,160円
12月	300,260円	221,690円	294,730円	216,160円
1月	300,260円	221,690円	294,730円	216,160円
2月	300,260円	221,690円	294,730円	216,160円
3月	300,260円	221,690円	294,730円	216,160円

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。